

改正 平成17年3月本部訓令第10号 平成18年3月本部訓令第10号  
平成22年3月本部訓令第4号 平成26年3月本部訓令第2号  
平成28年3月本部訓令第8号 平成28年12月本部訓令第24号  
平成29年3月本部訓令第6号 令和3年3月12日本部訓令第5号

青森県警察職員懲戒取扱規程を次のように定める。

青森県警察職員懲戒取扱規程

青森県警察職員懲戒取扱規程（昭和29年10月青森県警察本部訓令甲第22号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和26年9月青森県条例第57号）及び不利益処分についての審査請求に関する規則（昭和54年3月青森県人事委員会規則11—1）に定めるもののほか、青森県警察職員の懲戒の取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 所属長 青森県警察本部（以下「県本部」という。）の課長、隊長、所長及び警察学校長並びに警察署長をいう。
- （2） 職員 青森県警察本部長（以下「本部長」という。）が任命する青森県警察職員をいう。
- （3） 監督者 青森県警察指導監督規程（平成13年3月青森県警察本部訓令第10号）第3条に規定する指導監督者をいう。
- （4） 規律違反 職員が法第29条第1項各号のいずれかに該当する場合をいう。
- （5） 懲戒処分等 規律違反をした職員に対する懲戒処分及び監督上の措置をいう。
- （6） 懲戒手續 職員に対して懲戒処分を行うための申立て、審査、処分決定等の手續をいう。

（職員の責務）

第3条 職員は、次の各号に掲げる職員に規律違反があると認めるときは、速やかにその旨をそれぞれ当該各号に掲げる者に報告するよう努めなければならない。

- （1） 自らが属する所属の職員 所属長又は監察課の監察事務担当者
- （2） その他の職員 監察課の監察事務担当者

（監督者の責務）

第3条の2 監督者は、監督する職員に規律違反があると認めるときは、直ちにその旨を所属長に報告しなければならない。

（所属長の責務）

第4条 所属長は、所属の職員に規律違反があると認めるときは、直ちにその旨を監察課長に報告しなければならない。

（事実の調査）

第5条 監察課長は、職員に規律違反があると認めるときは、直ちに事実を調査し、懲戒手續に付する必要があると認めるときは、懲戒処分申立書（様式第2号）に次の各号に掲げる証拠を添えて本部長に申し立てなければならない。

- （1） 懲戒処分に付する必要があると認める職員（以下「被申立者」という。）の聴取書又は始末書（被申立者が供述又は始末書の提出を拒んだ場合にあっては、事実調査書）
- （2） 関係者の聴取書又は陳述書
- （3） 申告に係るものについては、その申告の書類
- （4） その他の証拠

2 職員は、前項に規定する調査に協力しなければならない。

(委員会の設置)

第6条 職員の規律違反に係る懲戒処分の審査(以下「審査」という。)を行うため、県本部に青森県警察職員懲戒審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の組織)

第7条 委員会は、委員長及び委員をもって組織し、委員長が会務を統括するものとする。

2 委員長は、本部長とする。

3 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

(1) 警務部長

(2) 総務室長

(3) 生活安全部長

(4) 刑事部長

(5) 交通部長

(6) 警備部長

(7) 首席監察官

(8) 警察学校長

4 委員長は、審査のため必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者を委員に指名することができる。

5 委員長に事故あるときは、委員長の指名する委員がその職務を代理する。

6 委員会の庶務は、警務部監察課が行うものとする。

(委員会の招集等)

第8条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

3 委員会の議決は、出席者の過半数によりこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(審査の要求)

第9条 本部長は、第5条の規定による申立てを受けた場合において、その職員を懲戒処分に付する必要があると認めるときは、懲戒審査要求書(様式第3号)により、委員会に審査を要求するものとする。

(審査の通知)

第10条 委員会は、前条の要求があったときは、懲戒審査通知書(様式第4号)により、その旨を被申立者に通知しなければならない。ただし、被申立者の所在が明らかでないときはこの限りでない。

2 前項の通知を受けた被申立者は、委員会に対し、口頭審査を要求することができる。この場合において、被申立者は、口頭審査を要求するか否かについて、懲戒審査に対する回答書(様式第5号)により、直ちに委員会に回答しなければならない。

3 被申立者が、懲戒審査通知書の受取を拒否したとき、又は被申立者から回答がないときは、口頭審査を要求しないものとみなす。

(審査の方法)

第11条 委員会は、審査の要求があったときは、速やかに期日を定めて審査を行うものとする。ただし、被申立者が口頭審査を要求した場合は、口頭審査の要求があった日の翌日から起算して7日間は、審査を行うことができない。

2 審査は、書面審査によるものとする。ただし、被申立者が口頭審査を要求した場合は、口頭審査を行うものとする。

3 委員会は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、被申立者その他関係者の出席を求め、口頭審査を行うことができる。

4 審査は、これを公開しないものとする。

(口頭審査の手続)

第12条 委員会は、被申立者から口頭審査の要求があったときは、被申立者に対し、審査の期日の7日前までに、口頭審査通知書(様式第6号)により、審査の期日及び場所を通知しなければならない。

2 口頭審査は、被申立者を出席させた上で行うものとする。ただし、被申立者が正当な理由がない

のにその期日に出席しないときは、審査を書面により行うものとする。

3 委員会は、規律違反を申し立てた者の側の証人の出席又は証拠資料の提出を求めることができる。

4 被申立者は、委員会に対して、口頭審査の期日の3日前までに、証人出席要求書（様式第7号）により被申立者の側の証人の出席を要求し、又は証拠資料を提出することができる。

5 委員会は、被申立者から証人出席の要求があったときは、これを認めなければならない。  
（除斥）

第13条 委員長及び委員は、自己又はその親族に関する審査に参加することができない。

（記録）

第14条 委員会は、審査の状況を明らかにしておくため、懲戒審査委員会会議録（様式第8号）を作成しなければならない。

（委員会の答申）

第15条 委員会は、懲戒処分の要否、種別、程度その他必要と認める事項を決定し、本部長に対し、懲戒処分に係る答申書（様式第9号）により答申するものとする。

（懲戒処分の手続）

第16条 本部長は、委員会の答申を受けて懲戒処分の要否、種別等を決定するものとする。

2 懲戒処分は、懲戒処分に付そうとする者（以下「被処分者」という。）に対して懲戒処分書（様式第10号）及び処分説明書（様式第11号）（以下「懲戒処分書等」という。）を交付して行わなければならない。

3 前項の交付に際し、被処分者が、懲戒処分書等の受領を拒んだ場合は、交付があったものとみなす。

4 第2項の懲戒処分書等の交付に際し、被処分者の所在を知ることができない場合は、青森県報に登載して公告するものとし、公告の日から2週間を経過したときに、懲戒処分書等の交付があったものとみなす。

5 本部長の指示により被処分者に懲戒処分書等を交付した者は、その状況を懲戒処分状況報告書（様式第12号）により、本部長に速やかに報告するものとする。

（監督上の措置）

第17条 本部長は、職員の規律違反が軽微で懲戒処分を要しないと認めるときは、監督上の措置を行うことができる。

2 前項の監督上の措置の種別は、次に掲げるとおりとする。

（1）訓戒 懲戒処分を要しないと認める者に対する措置で、本部長訓戒及び所属長訓戒とする。

（2）注意 訓戒を要しないと認める者に対する措置で、本部長注意及び所属長注意とする。

3 所属長訓戒及び所属長注意は、本部長が、当該措置を受ける者（以下「被措置者」という。）の所属する所属長に命じて行わせるものとする。

（監督上の措置の手続）

第18条 前条第2項の措置は、次の各号に掲げる措置に応じ、当該各号に定める書面を交付して行うものとする。

（1）本部長訓戒 本部長訓戒書（様式第13号）

（2）所属長訓戒 所属長訓戒書（様式第14号）

（3）本部長注意 本部長注意書（様式第15号）

（4）所属長注意 所属長注意書（様式第16号）

2 本部長の指示により被措置者に訓戒書又は注意書を交付した者は、その状況を措置状況報告書（様式第17号）により、本部長に速やかに報告するものとする。

（勤務等に関する指示）

第19条 本部長は、職員の規律違反が明らかになり、再発等防止のため必要があると認めるときは、被申立者が所属する所属長に対し、被申立者の勤務の変更、貸与品等の保管等に関して必要な指示を行うものとする。

2 本部長は、前項の指示を行った場合において、必要がなくなったと認めるときは、被申立者が所属する所属長に対し、その解除について指示するものとする。

（処分等の通報）

第20条 本部長は、他の機関に派遣されている者等に対し懲戒処分等を行った場合は、派遣機関の長

にその旨を通報するものとする。

(警務課長等への通報)

第21条 監察課長は、懲戒処分等の内容について警務部警務課長、懲戒処分等を受けた者の所属する所属長等に通報するものとする。

(台帳の記録及び保管)

第22条 監察課長は、懲戒処分台帳(様式第18号)及び訓戒等台帳(様式第19号)を備え付け、これに必要事項を記録して保管しなければならない。

(懲戒処分等記録カードの作成等)

第23条 監察課長は、職員が懲戒処分等を受けたときは、懲戒処分等記録カード(様式第20号。以下「記録カード」という。)を作成して、当該職員の所属する所属長に送付するとともに、その写しを保管しなければならない。

2 所属長は、前項の記録カードの送付を受けたときは、当該カードを保管しなければならない。

(記録カードの送付)

第24条 所属長は、職員が配置換えで転出するときは、転出先の所属長に当該職員の記録カードを送付しなければならない。

2 所属長は、職員が退職、死亡した場合等は、当該職員の記録カードを監察課長に送付しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の青森県警察職員懲戒取扱規程の規定により現に懲戒処分、訓戒処分及び注意処分(以下「懲戒処分等」という)の手續きに付されているもの又は懲戒処分等が決定しているものについては、なお従前の例による。

(青森県警察職員服務規程の一部改正)

3 青森県警察職員服務規程(昭和37年9月青森県警察本部訓令甲第11号)の一部を次のように改める。

[次のよう略]

附 則(平成17年本部訓令第10号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年本部訓令第10号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成22年本部訓令第4号抄)

1 この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成26年本部訓令第2号)

1 この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

2 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の青森県警察職員懲戒取扱規程の規定により、現に使用している懲戒処分等記録カードはなお使用することができる。

附 則(平成28年本部訓令第8号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年本部訓令第24号)

この訓令は、平成28年12月28日から施行する。

附 則(平成29年本部訓令第6号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

様式第1号 削除

年 月 日

懲戒処分申立書

青森県警察本部長 殿

警務部監察課長

次の者の規律違反につき、懲戒処分の必要があると認められるので、次のとおり申し立てる。

所 属  
官 職  
氏 名  
生年月日

- 1 規律違反発覚の端緒
- 2 規律違反の年月日及び場所
- 3 規律違反の内容
- 4 証拠
- 5 情状
  - (1) 勤務状況及び勤務成績
  - (2) 平素の行状及び家庭の状況
  - (3) 部内又は社会の反響
  - (4) その他処分を加重又は軽減すべき事情
- 6 処分に関する意見
- 7 参考事項
  - (1) 主な勤務の経歴
  - (2) 懲戒処分等の経歴

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

懲 戒 審 査 要 求 書

青森県警察職員懲戒審査委員会委員長 殿

青森県警察本部長

次の者の規律違反につき、青森県警察職員懲戒取扱規程第9条の規定により、審査を要求する。

所 属 官 職 氏 名	
規律違反 の内容	
証 拠	
備 考	

年 月 日

懲戒審査通知書

所 属  
官 職  
氏 名 殿

青森県警察職員懲戒審査委員会委員長

あなたの次の規律違反について、当委員会に懲戒審査の要求があり、後日懲戒審査委員会を開催するから、青森県警察職員懲戒取扱規程第10条の規定により通知します。

なお、口頭審査を要求するかどうかを、別添の懲戒審査に対する回答書により、直ちに回答してください。

規律違反の内容	
備 考	<ol style="list-style-type: none"><li>1 あなたがこの通知書の受取を拒否したとき、又は回答しないときは、口頭審査を要求しないものとみなします。</li><li>2 あなたが口頭審査を要求したとき、又は当委員会において口頭審査が必要と認めるときは、審査の期日及び場所をその期日の7日前までに、口頭審査通知書によりあなたに通知します。</li><li>3 あなたはこの件について、審査期日の3日前までに当委員会に対し、証人の出席を求め、証拠資料を提出することができます。</li></ol>

年 月 日

懲戒審査に対する回答書

青森県警察職員懲戒審査委員会委員長 殿

所 属  
官 職  
氏 名

1 懲戒審査通知書を、 年 月 日受け取りました。

2 口頭審査については、

要求しません。

要求します。



年 月 日

口 頭 審 査 通 知 書

所 属  
官 職  
氏 名 殿

青森県警察職員懲戒審査委員会委員長

あなたの規律違反について、次のとおり当委員会の口頭審査を行うこととしたので、出席してください。

なお、あなたが相当の理由がないのに出席しないときは、欠席のまま審査を行うこととなります。

また、証人の出席を要求しようとするときは、年 月 日までに、書面により委員会に申し出（警務部監察課経由）をしてください。

記

1 審査の期日

年 月 日（ 曜日）午 時 分

2 審査の場所

3 参考事項

年 月 日

証 人 出 席 要 求 書

青森県警察職員懲戒審査委員会委員長 殿

所 属

官 職

氏 名

私の規律違反に係る審査について、次の証人の出席を要求します。

記

1 証人の住所、職業、氏名、年齢

2 被申立者との関係

懲戒審査委員会会議録

開催日時	年 月 日（ ） 時 分 ～ 時 分		
開催場所		審査 種別	<input type="checkbox"/> 書類 <input type="checkbox"/> 口頭
出席委員			
書記			
付議事項			
被申立者 所属 官職 氏名			
証人、関係者、 証拠資料等			
審査概要			
決定事項			
備考			

年 月 日

懲戒処分に係る答申書

青森県警察本部長 殿

青森県警察職員懲戒審査委員会委員長

当委員会は、 年 月 日付け に関する懲戒  
審査要求について審査した結果、次のとおり決定したので答申する。

記

懲戒処分の要否、種別、程度その他必要と認められる事項

委員長	氏	名
委員	氏	名
委員	氏	名
委員	氏	名
委員	氏	名
委員	氏	名
委員	氏	名
委員	氏	名
委員	氏	名

様式第10号（第16条関係）

懲 戒 処 分 書		
（所 属）	（官 職）	（氏 名）
（懲戒処分の内容）		
年 月 日		
任命権者		
青森県警察本部長 階 級 氏 名		

処 分 説 明 書

処分者	青森県警察本部長	
	階 級	氏 名
被 処 分 者	所 属	
	官 職	
	氏 名	
	生 年 月 日	
	採 用 年 月 日	
	給 料	
処 分 の 内 容	処分発令日	
	処分効力発生日	
	根拠法規	
	処分の種別及び程度	
	処分の理由	

（教示）

- 1 この処分についての審査請求は、地方公務員法第49条の2及び第49条の3の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、青森県人事委員会に対して、することができます。ただし、この期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後は、することができません。
- 2 この処分についての処分の取消しの訴えは、地方公務員法第51条の2の規定により、審査請求に対する青森県人事委員会の裁決を経た後でなければ提起することができません。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、青森県人事委員会の裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - ① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
  - ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
 この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する青森県人事委員会の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、青森県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この期間内であっても、青森県人事委員会の裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後は、提起することができません。

年 月 日

青森県警察本部長 殿

(交付者)  
官 職 氏 名

懲戒処分状況報告書

次の者に対し、懲戒処分書等を交付した状況は、次のとおりであるので報告する。

記

1 交付日時

2 交付場所

3 被処分者（官職・氏名）

4 参考事項

本 部 長 訓 戒 書

所 属

官 職 氏 名

あなたは、(規律違反の内容を記載) -----

よって青森県警察職員懲戒取扱規程第17条の規定により訓戒する。

年 月 日

青森県警察本部長

階 級 氏 名



所 属 長 訓 戒 書

所 属  
官 職 氏 名

あなたは、(規律違反の内容を記載) -----

よって青森県警察職員懲戒取扱規程第17条の規定により訓戒する。

年 月 日

所 属 長  
階 級 氏 名

本 部 長 注 意 書

所 属

官 職 氏 名

あなたは、(規律違反の事実を記載) -----

よって青森県警察職員懲戒取扱規程第17条の規定により注意する。

年 月 日

青森県警察本部長

階 級 氏 名

所 属 長 注 意 書

所 属

官 職 氏 名

あなたは、（規律違反の事実を記載） -----

よって青森県警察職員懲戒取扱規程第17条の規定により注意する。

年 月 日

所 属 長

階 級 氏 名

年 月 日

青森県警察本部長 殿

(交付者)  
官 職 氏 名

措 置 状 況 報 告 書

次の者に対し、〇〇〇〇〇〇書を交付した状況は、次のとおりであるので報告する。

記

- 1 交付日時
- 2 交付場所
- 3 被措置者（官職、氏名）
- 4 参考事項

様式第18号（第22条関係）

懲戒処分台帳

		整理番号	No.
処分年月日			
所 属			
職（係）名			
官 職			
氏名（年齢）			
規律違反の種別			
処分の種別及び程度			
処分の理由			

様式第19号（第22条関係）

訓 戒 等 台 帳

		整理番号	No.
措置年月日			
所 属			
職（係）名			
官 職			
氏名（年齢）			
規律違反の種別			
措置の種別			
措置の理由			

様式第20号（第23条関係）

(表)

懲戒処分等記録カード

職員番号	氏名	生年月日	採用年月日
		年 月 日生	年 月 日

1 懲戒処分関係

処分年月日	処分種別・程度	所属	官職	処分の理由
・ ・				
・ ・				
・ ・				
・ ・				
・ ・				

(裏)

2 措置関係

措置年月日	措置種別	所属	官職	措置の理由
・ ・				
・ ・				
・ ・				
・ ・				
・ ・				
・ ・				

- 備考
- 懲戒処分関係の「処分種別・程度」欄には、懲戒免職、停職〇月、減給100分の〇・〇月、戒告等と記載し、措置関係の「措置種別」欄には、本部長訓戒、所属長訓戒、本部長注意、所属長注意と記載すること。
  - 「所属」「官職」欄には、処分・措置当時の所属及び官職（階級）を記載すること。
  - 「処分（措置）の理由」欄には、要旨を記載すること。